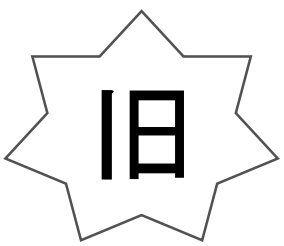
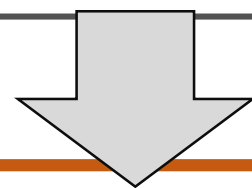


特定事業者の皆様へ

疑わしい取引の届出における入力要領(マニュアル)を改訂しました。



疑わしい取引の届出における入力要領・六訂版



疑わしい取引の届出における入力要領・七訂版

【主な改訂概要】

- 法改正により新たに定められた、以下の特定事業者
高額電子移転可能型前払式支払手段発行者
電子決済手段等取引業者
電子決済等取扱業者
信用金庫電子決済等取扱業者
信用協同組合電子決済等取扱業者
について、「参照すべき参考事例の種別及び使用するガイドライン種別」一覧表に追加し、ガイドライン番号を設けました。(40頁～)
- 上記特定事業者が届出を行う際の「取引情報」の入力について、本文中に説明を追加しました。(27、28頁)

※ 上記以外の特定事業者については、入力要領の内容に変更はありません。

入力要領は、警察庁(犯罪収益移転防止対策室)のホームページに掲載しています。

(<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>)



警察庁 刑事局 組織犯罪対策部 組織犯罪対策第一課
犯罪収益移転防止対策室